

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	住宅地区改良法による改良住宅の管理等に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は住宅地区改良法による改良住宅の管理等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

横浜市長

## 公表日

令和3年6月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住宅地区改良法による改良住宅の管理等に関する事務
②事務の概要	<p>住宅地区改良法及び横浜市改良住宅条例に基づく市営住宅の管理に関する事務を行う。特定個人情報ファイルを使用して行う事務の内容は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入居申込者及び同居予定者の資格審査に関する事務</li> <li>2. 入居者及び同居者の入居管理に関する事務</li> <li>3. 入居の際の使用料決定に関する事務</li> <li>4. 収入申告の受理に関する事務</li> <li>5. 毎年度ごとの使用料算出に関する事務</li> <li>6. 駐車場及び付帯施設の使用料等の管理に関する事務</li> <li>7. 入居者及び退去者の滞納管理に関する事務</li> </ol> <p>なお、特定個人情報は次の事務に利用している。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務          当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</p> <p>○入居申込資格審査及び入居者管理のため、入居予定者とその同居予定者の収入状況等の情報を取得する。</p>
③システムの名称	横浜市営住宅管理システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
住宅管理システムファイル、統合番号連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲) 別表第一 35項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第26条の全項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 54項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第28条の全項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	横浜市建築局住宅部市営住宅課
②所属長の役職名	建築局住宅部市営住宅課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>横浜市役所            市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882</p> <p>鶴見区役所            区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680</p> <p>神奈川区役所            区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021</p> <p>西区役所            区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321</p> <p>中区役所            区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121</p> <p>南区役所            区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112</p> <p>港南区役所            区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321</p> <p>保土ヶ谷区役所            区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221</p> <p>旭区役所            区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023</p> <p>磯子区役所            区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335</p> <p>金沢区役所            区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721</p> <p>港北区役所            区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221</p> <p>緑区役所            区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220</p> <p>青葉区役所            区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221</p> <p>都筑区役所            区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222</p> <p>戸塚区役所            区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321</p> <p>栄区役所            区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335</p> <p>泉区役所            区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335</p> <p>瀬谷区役所            区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	横浜市役所 建築局市営住宅課 横浜市中区本町6-50-10 045-671-2923

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月20日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	評価書見直し実施による
平成30年12月20日	I 関連情報	建築局住宅部市営住宅課長 池松秀則	建築局住宅部市営住宅課長 吉原秀典	事後	評価書見直し実施による
令和3年6月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>【業務概要】</p> <p>1. 入居申込・決定に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅入居者の募集を年2回行い、申込者及び同居予定者の個人情報を横浜市営住宅管理システムに登録する。</li> <li>・申込履歴の管理を行う。</li> <li>・特認(一定の資格を持った申込者)申込の優遇倍率の設定及び申込者の申し込み内容の審査を行う。</li> <li>・抽選を行い当選者を決定し、入居審査を行った後に入居予定者として横浜市営住宅管理システムに登録する。</li> <li>・入居審査及び使用料の算出に必要なとなる入居者及び同居予定者の収入、課税(非課税)額、生活保護受給状況、障害手帳記載情報、児童手当の受給状況及び住民票記載情報を管理する。</li> </ul> <p>2. 入居者管理に関する事務(年次の事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅管理システムに登録された入居者及び居住者の管理(使用料決定、使用料徴収、滞納状況管理、入退去状況等)を行う。</li> <li>・駐車場及び付帯施設の使用料等の管理を行う。</li> <li>・年度ごとの使用料の算出に必要なとなる入居者及び同居予定者の収入、課税(非課税)額、生活保護受給状況、障害手帳記載情報、児童手当の受給状況及び住民票記載情報を管理する。</li> </ul> <p>3. 滞納管理に関する事務</p>	<p>住宅地区改良法及び横浜市改良住宅条例に基づく市営住宅の管理に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルを使用して行う事務の内容は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入居申込者及び同居予定者の資格審査に関する事務</li> <li>2. 入居者及び同居者の入居管理に関する事務</li> <li>3. 入居の際の使用料決定に関する事務</li> <li>4. 収入申告の受理に関する事務</li> <li>5. 毎年度ごとの使用料算出に関する事務</li> <li>6. 駐車場及び付帯施設の使用料等の管理に関する事務</li> <li>7. 入居者及び退去者の滞納管理に関する事務</li> </ol>	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため重要な変更にならない
令和3年6月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	横浜市役所 市民局市民情報センター 横浜市中区港町1-1 045-671-3884	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月7日	I 関連情報 7.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	横浜市役所 建築局市営住宅課 横浜市中区港町1-1 045-671-2926	横浜市役所 建築局市営住宅課 横浜市中区本町6-50-10 045-671-2923	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年12月1日時点	令和3年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年12月1日時点	令和3年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない